

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州、南東部クイーンズランド州及びタウンズビル等における外出制限措置（ロックダウン）の終了を踏まえた規制緩和ロードマップ改訂版及び同仮訳

2021年7月5日
在ブリスベン総領事館

●南東部クイーンズランド州及びタウンズビル等における外出制限措置（ロックダウン）の終了を踏まえた新規規制緩和ロードマップ

1 クイーンズランド（QLD）州政府は、南東部 QLD 州及びタウンズビル等における外出制限措置（ロックダウン）は終了しましたが、ロックダウンの対象となった13の地方行政地区（影響下にある地域（Impacted Areas））は、7月16日（金）午後6時まで引き続き一定の規制に従う必要があります。

これらの規制及びその他の QLD 州全域における規制等を示した規制緩和ロードマップ改訂版仮訳は、次のとおりです（但し、原図を必ずしも忠実に訳したものではありません）。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/RoadMap20210705.pdf>

○本件規制緩和ロードマップ改訂版原文（図）は、以下のとおりです（英文のみ）。

https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/127150/DPC7309-COVID-19-Restrictions-roadmap.pdf?nocache-v4

○本件に関する COVID-19 特設サイトは、以下のとおりです（英文のみ）。

<https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions>

2 感染接触注意喚起については日々更新され、濃厚接触（close contacts）、偶発接触（casual contacts）、低リスク接触（low risk contacts）のいずれも対象場所、日時が増えていますので、御注意下さい。

最新の感染接触注意喚起は、以下のとおりです（英文のみ）。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録され

たメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい（部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業（但し、1社1冊）には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html